

議案第 11 号

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

時間外勤務免除の拡大及び仕事と介護の両立支援に伴う改正

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛驒市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中」を「並びに第2項及び前項中」に改める。

第16条中「その他市の規則で定める者」の次に「(第19条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の2第3項を削る。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条の3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>	第1条～第8条の3 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中</u> <u>「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>

が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、
「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

第9条～第15条 略

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者_____

_____で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、
「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

第9条～第15条 略

（介護休暇）

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢

により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

(介護時間)

第16条の2 略

2 略

3 介護時間については、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条～第19条 略

(介護時間)

第16条の2 略

2 略

第17条～第19条 略

等)
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

— _____ — _____ — _____ 以下 略	(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 以下 略
--	---

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	総務部
提 案 理 由	時間外勤務免除の拡大及び仕事と介護の両立支援に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)の施行に伴い、時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、所要の改正を行うもの。
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 (1) 時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大 時間外勤務の免除が請求できる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学前の子」に拡大するもの。 (第8条の4関係) (2) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知を強化することを目的に、以下の3点が義務付けられる。 ① 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度の個別の周知・意向確認 ② 40歳になる職員に対して、仕事と介護の両立支援制度に関する情報提供を実施 ③ 研修等の開催や相談窓口の設置等の職場環境の整備 (第19条の2及び第19条の3関係)
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	令和7年4月1日
備 考	